

意見書

電波法施行規則、無線局免許手続規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について、電波法第99条の12第1項の規定により、意見の聴取を行った（平成20年8月8日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成20年9月3日

主任審理官 森下 浩行

記

第1 意見

電波法施行規則、無線局免許手続規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案は、適当である。

第2 事実及び争点

1 改正案の内容

(1) 電波法施行規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

- 一 フェムトセル基地局及び特定陸上移動中継局を電波法第39条第1項本文の総務省令で定める簡易な操作の対象に追加すること。（第33条関係）
- 二 フェムトセル基地局及び特定陸上移動中継局を免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることを可能とすること。（第41条の2の3関係）

イ 施行期日

電波法の一部を改正する法律（平成20年法律第50号）の施行の日から施行すること。

(2) 無線局免許手続規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

フェムトセル基地局及び特定陸上移動中継局について、簡易な免許手続を定めることとすること。（第15条の2の2関係）

イ 施行期日

電波法の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。

(3) 無線設備規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

フェムトセル基地局の無線設備の技術基準を定めること。（第49条の6の3、第49条の6の4及び第49条の6の5関係）

イ 施行期日

電波法の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。

(4) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案

ア 改正の内容

- フェムトセル基地局を特定無線設備の対象に追加すること。（第2条関係）
- イ 施行期日
 - 電波法の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。

2 総務省の陳述の概要

（1の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。）

本件は、フェムトセル基地局の導入等に係る関係規定の整備を行うものである。

我が国の携帯電話加入者数は、平成20年6月末現在、約1億365万加入となっており、国民生活に最も身近な情報通信システムとして広く普及している。また、生活に必要なインフラであることから、不感エリアの解消への取組が積極的に進められているところである。

このような状況の下、本年5月に電波法の一部が改正され、ビル管理者・利用者等が簡易な操作でブロードバンド回線等に接続可能なフェムトセル基地局の運用を可能とする制度が創設された。

これを踏まえ、フェムトセル基地局の円滑な開設・運用を促進するため、フェムトセル基地局の無線設備の技術基準を定めるとともに、ビル管理者・利用者等によるフェムトセル基地局の運用を可能とするための制度整備を行うものである。

併せて、携帯電話の不感エリアの解消のために屋内等に設置するレピータについても、ビル管理者・利用者等による運用を可能とする等の制度整備を行うものである。

3 利害関係者の陳述等

本件改正案に関し、下表のとおり、利害関係を有する3者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案に対する賛否は、次のとおり賛成である。

利害関係者	賛 否	備 考
エヌ・ティ・ティドコモ株式会社	賛 成	
社団法人電波産業会	賛 成	
ソフトバンクモバイル株式会社	賛 成	

第3 理由

本件は、高層ビル、住宅の屋内、地下街等における携帯電話の不感エリア解消のため、操作が簡易でブロードバンド回線等に接続可能なフェムトセル基地局の導入等に伴い、電波法施行規則、無線局免許手続規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正するものである。

我が国における携帯電話の加入者数は、平成20年6月末現在、約1億365万加入となっており、国民生活に必要なインフラとして、不感エリア解消への取組が積極的に進められている。今回の改正は、不感エリアの解消を進めるため、フェムトセル基地局等の導入について関係規定の整備を行うものであり、改正の必要性は認められる。

電波法施行規則の改正案では、フェムトセル基地局について、簡易な操作の対象に追加し、また、免許人以外の者に簡易な操作による運用を行わせることを可能としている。これらは、フェムトセル基地局の操作が簡易なものであること、また、免許人の立入りが困難な高層ビル、住宅の屋内、地下街等の場所におけるビル管理者、利用者等による

フェムトセル基地局の運用を可能にするものであることから、改正内容は適当と認められる。また、携帯電話の不感エリア解消のために高層ビルの屋内等に設置するレピータについても同様の改正を行うものであり、適当と認められる。

無線局免許手続規則の改正案では、フェムトセル基地局等について、簡易な免許手続を定めているが、これは申請書記載事項の簡素化等に資するものであり、改正内容は適当と認められる。

無線設備規則の改正案では、フェムトセル基地局の無線設備の技術基準を定めているが、これはフェムトセル基地局について、空中線電力の最大値、送信空中線の絶対利得等を定めるものであり、改正内容は適当と認められる。

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の改正案では、フェムトセル基地局を特定無線設備に追加し、その審査方法を定めているが、これはフェムトセル基地局に対して簡易な免許手続を適用するものであり、改正内容は適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案は、フェムトセル基地局等の円滑な開設・運用を促進するものであること、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。